

## 令和7～9年度 社会活動振興バスの運行ルールについて

## 1. 運行基準について

項目	基準		備考
1日の走行距離	400km以内		基準を超える場合は宿泊をご用意ください。1日の走行距離が250kmを超える場合のバス料金は、利用団体の負担になります。
運行時間	AM5:00～PM10:00 の間で13時間まで		
連続利用	最大2日間まで		やむを得ず2日間を超える連続利用の場合、経費負担は利用団体となります。
利用人数	11名以上		人数に満たない場合はご相談ください。
利用人数による配車	小型バス(11～22名) 中型バス(23～27名) 大型バス(28～49名)		配車による都合でご希望に添えない場合があります。
1団体あたりの複数台 利用可能人数	50人以上の場合、2台利用可能		冬期間は除きます。
1日あたりの車両 運行台数	4月～11月	2台	1日あたりの利用可能団体数も台数に同じです。
	12月～3月	1台	
年間利用回数	3回まで		町・教育委員会・学校を除きます。

## 2. 実費負担について

(1) 1日の走行距離が250kmを超過した場合のバス料金は、利用団体に実費を負担していただきます。

## ①超過分実費の算出方法(令和7年4月改定)

- ・利用の実績により超えた分の「時間」と「距離」に単価を掛けたものを合算し、消費税を加えて積算します。
- ・なお、金額は下の表を「目安」としてください。

バス種別/単価(税別)	距離		時間
	(1km単価)	(10km毎単価)	(1時間単価)
小型バス	126円	1,260円	5,355円
中型バス	170円	1,700円	6,111円
大型バス	189円	1,890円	7,161円

## ※1 端数の計算

- ・距離～端数は切り上げ
- ・時間～30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は切り上げ

## ※2 距離の積算方法は、実走距離を積算します。

実走距離とは、利用者が乗車してから降車するまでの距離をいいます。

※3 時間の積算方法は、走行距離が250kmを超えた時点から積算されます。

## ②計算例 大型バスを利用し、1日の走行距離が285kmで55分超過した場合

距離の運賃	1km単価(189円) ×40km =7,560円(A) ※250kmを超える分は35kmですが、端数5km分については、10kmに切り上げ40kmで計算します。
時間の運賃	1時間単価(7,161円)×1時間=7,161円(B) ※超過時間(55分)が30分以上のため、1時間に繰り上げて計算します。
<b>利用団体実費負担額14,721円[(A)+(B)]+消費税10%=16,193円(端数は四捨五入)</b>	

注)距離の運賃では、わかりやすくするため計算上1km単価で算出をしています。

(裏面へ)

- (2) 運行に伴う「高速道路の利用」、「駐車場の利用」、「運転手の宿泊」等の料金は、利用団体の負担となります。
- (3) 2名配置の場合、車種にかかわらず、距離単価に10円/km、時間単価に2,200円/時間が加算されます。  
(250km未満の場合は加算額のみ利用者負担となります。)
- (4) 運行前・運行後の車輛点検のため、AM5時台の出発とPM9時台の帰着の場合は、「利用可能時間 AM5:00～PM10:00」を越えてしまうため、割増料金(時間単価の2割増)での利用者負担が生じます。

バス種別	割増料金 (1時間単価の2割増)
小型バス	5,355円 + 1,071円 = 6,426円
中型バス	6,111円 + 1,222円 = 7,333円
大型バス	7,161円 + 1,432円 = 8,593円

●ご不明な点がございましたら、ゆめホール知床までご連絡ください。TEL22-2222